毎週火・金曜日発行

※北海道公報

発行　北海道（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111（内線 22-264）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

規　則

○北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……（農業経営課）　75

告　示

○有害興行の指定……（生活文化・青少年室）　75
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……（農業支援課）　75
○土地改良事業の工事の完了の届出……（農業施設管理課）　76
○道営土地改良事業の工事の完了……（農業施設管理課）　76
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　76
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　76
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……（治山課）　77
○森林法による通知に代える公示……（治山課）　78
○森林法による通知に代える公示の廃止……（治山課）　78
○道路の区域の変更及び供用の開始……（道路整備課）　78

支庁告示

○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し……　78

道教育庁渡島教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　78

道教育庁胆振教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　80

道教育庁釧路教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　81

規　則

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年６月28日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第74号

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道農業近代化資金利子補給規則（昭和37年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

第４条中「６月30日まで及び７月１日から」を削り、「各期間」を「期間」に改める。

第５条中「１月１日から６月30日まで及び７月１日から12月31日までの各期間ごとに、その期の末日の属する月の翌翌月の末日までに当該期間」を「、前条の期間」に改め、「添えて」の次に「、翌年の２月末日までに」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

北海道告示第498号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第４条第１項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成17年６月28日

北海道知事　高　橋　はるみ

興行の種別	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	援助交際物語　したがるオンナたち	新東宝映画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	ふたり妻　寝室の淫らの匂い	オーピー映画		

北海道告示第499号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、オロロン土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成17年６月28日

北海道知事　高　橋　はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成17．6．1	理事	室谷哲雄	苫前郡羽幌町字朝日1381番地
同	同	同	上田武雄	同　初山別村字栄144番地の17
同	同	同	荒木俊彦	同　羽幌町字築別1657番地
同	同	同	金田　進	同　初山別村字明里1074番地３
同	同	同	神川公明	同　羽幌町寿町874番地
同	同	同	酒井茂樹	同　初山別村字有明1027番地の２

就　任	平成17．6．1	理　事	中山隆徳	苫前郡羽幌町幸町46番地の54		
同	同	同	島田秀則	同	字築別1812番地	
同	同	監　事	黒田誘作	苫前郡初山別村字明里993番地３		
同	同	同	小林敏和	同	羽幌町字中央859番地	
退　任	同　17．5.31	理　事	室谷哲雄	同	字朝日1381番地	
同	同	同	富居悊雄	同	北６条１丁目４番地の２	
同	同	同	中山隆徳	同	幸町46番地の54	
同	同	同	神川公明	同	寿町874番地	
同	同	同	阿部道博	同	寿町252番地の11	
同	同	同	竹内　博	同	北４条２丁目９番地の１	
同	同	同	有澤陽市	同	字築別1360番地	
同	同	同	田中　正	同	字高台808番地	
同	同	同	尾崎文雄	同	北５条１丁目４番地の１	
同	同	同	上田武雄	苫前郡初山別村字栄144番地の17		
同	同	同	金田　進	同	字明里1074番地３	
同	同	同	酒井茂樹	同	字有明1027番地の２	
同	同	同	本間文孝	同	字初山別235番地の１	
同	同	同	宮本　榮	同	字栄185番地	
同	同	同	立田　洋	同	字明里1698番地	
同	同	同	海津和春	同	字有明1418番地	
同	同	同	秋山哲也	同	字共成133番地20	
同	同	監　事	荒木俊彦	苫前郡羽幌町字築別1657番地		
同	同	同	沢田俊秀	同	字中央2191番地	
同	同	同	小林敏和	同	字中央859番地	
同	同	同	黒田誘作	苫前郡初山別村字明里993番地３		
同	同	同	立田保治	同	字有明1295番地	

北海道告示第500号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第１項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成17年６月28日

北海道知事　高　橋　はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
北村雨竜町	大願面白内	災害復旧（農業用施設）	平成17．3.25
同	渭の津	同	同
南幌町	川向10線	基盤整備促進［基盤整備］（農道）	同　16．8.10
ながぬま農業協同組合	山根	同（暗きょ）	同　16.11.25
同	新生	同	同
いわみざわ農業協同組合	大願西	同	同

北海道告示第501号

道営土地改良（丹羽地区かんがい排水）事業の工事を平成17年１月11日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定により公告する。

平成17年６月28日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第502号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成17年６月28日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　解除予定保安林の所在場所　浦河郡浦河町字上向別360の３（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

３　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第503号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成17年６月28日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　解除予定保安林の所在場所　有珠郡壮瞥町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(3)　解除の理由　河川管理施設用地とするため

2(1)　解除予定保安林の所在場所　有珠郡壮瞥町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　名所又は旧跡の風致の保存

(3)　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第504号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成17年６月28日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所

深川市・雨竜郡沼田町・雨竜町・北竜町・幌加内町（以上１市４町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　　水源のかん養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

深川市・雨竜町・幌加内町・沼田町（以上１市３町について次の図に示す部分に限る。）

(ｲ)　次の森林については、主伐は、択伐による。

深川市・幌加内町（以上１市１町について次の図に示す部分に限る。）

(ｳ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ｴ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｵ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所

深川市・雨竜郡沼田町（以上１市１町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　　土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐は、択伐による。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

3(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所

深川市・雨竜郡沼田町・幌加内町（以上１市２町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　　公衆の保健

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

深川市（次の図に示す部分に限る。）

(ｲ)　次の森林については、主伐は、択伐による。

深川市・沼田町・幌加内町（以上１市２町について次の図に示す部分に限る。）

(ｳ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｴ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

4(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所

上川郡上川町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　　土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐は、択伐による。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

5(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所

苫前郡初山別村（次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　　土砂の崩壊の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐は、択伐による。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに深川市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第505号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の２の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示する。

平成17年６月28日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　所在が不分明な者

勇払郡厚真町字宇隆３の１ほか２筆所在の森林について所有権を有する　中田　与作、加賀谷　助太郎、森田　定吉、森田　長次郎、樺島　猪之吉、加賀谷　清太郎、山口　忠助、永谷　豊、安田　政次郎、池川　鎌吉、加賀谷　竹次郎、森田　力造、宮崎　伊三郎、伊藤　清八、中田　三之丞、古橋　清造、代栄　五郎、沼田　豊次郎、沼田　栄次郎、田中　藤太郎、山口　伊三郎、松原　作太郎、高橋　米吉、松野　忠作、宇津木　虎蔵、長谷川　辰五郎、石橋　啓次郎、沢田　外次郎、山下　吉次郎、小納谷　幸次郎、当田　清間、岩渕　斉、中川　慶太郎、浅野　清、遠藤　新右ェ門、郡　松太郎、小松　多三郎、大滝　喜知治、大石　喜市

(2)　通　知　の　要　旨　　平成17年北海道告示第483号

(3)　掲　示　場　所　　厚真町役場

2(1)　所在が不分明な者

標津郡標津町字古多糠95の12所在の森林について所有権を有する　藤巻　定一

標津郡標津町字古多糠95の20ほか２筆所在の森林について所有権を有する　大沼　善雄

標津郡標津町字古多糠95の23所在の森林について所有権を有する　尾崎　均

標津郡標津町字古多糠95の25ほか２筆所在の森林について所有権を有する　酒井　哲夫

標津郡標津町字薫別５の２ほか１筆所在の森林について所有権を有する　高橋　幸雄

標津郡標津町字薫別６の３ほか１筆所在の森林について所有権を有する　三船　理吉

(2)　通　知　の　要　旨　　平成17年北海道告示第422号

(3)　掲　示　場　所　　標津町役場

北海道告示第506号

平成17年北海道告示第484号（森林法による通知に代える公示）は、廃止する。

平成17年６月28日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成17年６月28日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　道路の種類　　道道

2　路　線　名　　大沼公園鹿部線

3　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
亀田郡七飯町字大沼町1023番４地先から亀田郡七飯町字大沼町1023番９地先まで	前	20.11ｍから24.37ｍまで	121.35ｍ	――
	後	19.64ｍから105.60ｍまで	121.35ｍ	――

支　庁　告　示

北海道上川支庁告示第41号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第１項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年６月28日

北海道上川支庁長　高　橋　教　一

1　住　　所　　旭川市忠和５条８丁目４番３号　クラウンハイツ206号室

2　商号又は名称　　石川商事

3　氏　　名　　石川　信一

4　登録番号　　北海道知事(3)上第00365号

5　登録取消年月日　　平成17年６月20日

道教育庁渡島教育局告示

北海道教育庁渡島教育局告示第６号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年６月28日

北海道教育庁渡島教育局長　西　村　　守

1　入札に付する事項

⑴　調達をする賃貸借物品等の名称及び数量

ア　パーソナルコンピュータ　一式　84台（１月当たりの単価）

（職業科仕様42台×２校）

イ　パーソナルコンピュータ　一式　98台（１月当たりの単価）

（普通科仕様42台×２校、知的障害養護学校仕様７台×２校）

⑵　調達を要する物品等の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。

⑶　契　約　期　間

ア　平成17年９月１日から平成22年８月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することが有り得る。

イ　平成17年９月１日から平成23年８月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することが有り得る。

⑷　納　入　期　日　　平成17年９月１日（水）

⑸　納　入　場　所

ア　北海道函館商業高等学校及び北海道函館工業高等学校

イ　北海道函館西高等学校、北海道上磯高等学校、北海道七飯養護学校及び北海道七飯養護学校おしま学園分校

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成17年北海道告示第９号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

⑷　当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、２の⑶及び⑷に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申　請　の　時　期　　平成17年６月28日（火）から７月12日（火）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

イ　申　請　の　方　法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 041－8557　北海道函館市美原４丁目６番16号

北海道教育庁渡島教育局企画総務課

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道函館市美原４丁目６番16号　北海道教育庁渡島教育局企画総務課

5　入札執行の場所及び日時

⑴　入　札　場　所　　北海道函館市美原４丁目６番16号　北海道渡島合同庁舎４階403号会議室（送付による場合は、郵便番号 041－8557　北海道教育庁渡島教育局企画総務課）

⑵　入　札　日　時

ア　平成17年７月29日（金）午前10時

イ　平成17年７月29日（金）午前11時

（送付による場合は、平成17年７月28日（木）までに必着のこと。）

⑶　開　札　場　所　　⑴に同じ。

⑷　開　札　日　時　　⑵に同じ。

6　入　札　保　証　金

平成16年北海道告示第448号の１の⑴による。

7　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交　付　場　所　　４に同じ。

⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量210ｇに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、渡島教育局企画総務課に申し込むこと。

8　落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　そ　の　他

平成16年北海道告示第448号の４の⑵、⑺、⑻、⑼、⑾、⑿及び⒀によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額（84台分又は98台分）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　北海道教育庁渡島教育局企画総務課

イ　所　在　地　郵便番号 041－8557　北海道函館市美原４丁目６番16号
電話番号 0138－47－9000　内線 3117

10　Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a. Personal Computer　84　1set.

b. Personal Computer　98　1set.

B. Bid tendering date and time :

a. 10 : 00 A. M. July 29, 2005

b. 11 : 00 A. M. July 29, 2005 (If mailed, bids must arrive no later than July 28)

C. Contact

Accounting Division, General Affairs Department, Oshima District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 6-16, Mihara 4, Hakodate-shi, Hokkaido, 041-8557, Japan

Phone : 0138-47-9000 Extension 3117

道教育庁胆振教育局告示

北海道教育庁胆振教育局告示第６号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年６月28日

北海道教育庁胆振教育局長　羽　山　博　人

１　入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア　パーソナルコンピュータの賃貸借（175台）一式（１月当たりの単価）
（高等学校普通科168台、特殊教育諸学校７台）

イ　パーソナルコンピュータの賃貸借（252台）一式（１月当たりの単価）
（職業科210台、商業科総合文書処理装置42台）

(2) 調達を要する物品等の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契　約　期　間

ア　平成17年９月１日から平成23年８月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

イ　平成17年９月１日から平成22年８月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納　入　期　限　　平成17年９月１日（木）

(5) 納　入　場　所

ア　北海道室蘭栄高等学校、北海道室蘭清水丘高等学校、北海道苫小牧東高等学校、北海道伊達緑丘高等学校及び北海道室蘭養護学校

イ　北海道室蘭商業高等学校、北海道室蘭工業高等学校、北海道苫小牧総合経済高等学校及び北海道苫小牧工業高等学校

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成17年北海道告示第９号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

３　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、２の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成17年６月28日（火）から７月19日（火）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 051－8558　北海道室蘭市幸町９番11号
北海道教育庁胆振教育局企画総務課

(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道室蘭市幸町９番11号　北海道教育庁胆振教育局企画総務課

5　入札執行の場所及び日時

(1)　入　札　場　所　　北海道室蘭市幸町９番11号　室蘭土木現業所大会議室（送付による場合は、郵便番号 051－8558　北海道教育庁胆振教育局企画総務課）

(2)　入　札　日　時

ア　平成17年８月８日（月）午前10時

イ　平成17年８月８日（月）午前11時

（送付による場合は、平成17年８月５日（金）までに必着のこと。）

(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。

(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。

6　入　札　保　証　金

平成16年北海道告示第448号の１の(1)による。

7　一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定されている物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期

(1)　名称及び数量　　パーソナルコンピュータ（42台）一式

(2)　予　定　時　期　　平成17年７月頃

8　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交　付　場　所　　４に同じ。

(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。

なお、電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を電話等により、(1)に申し込むこと。

9　落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は、次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内で、最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10　そ　の　他

平成16年北海道告示第448号の４の(2)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

(1)　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額（175台分又は252台分）の金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者になった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2)　契約に関する事業を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道教育庁胆振教育局企画総務課

イ　所　在　地　　郵便番号 051－8558　北海道室蘭市幸町９番11号
電話番号 0143－22－9131　内線 3114

11　Summary

A．Nature and quantity of the products to be procured :

a．Personal Computer　175　1set.

b．Personal Computer　252　1set.

B．Bidding date and time :

a．10 : 00 A. M., August 8, 2005

b．11 : 00 A. M., August 8, 2005 (If mailed, bids must arrive no later than August, 5)

C．Contact

Accounting Division, General Affairs Department. Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 9-11, Muroran, Hokkaido, 051-8558, Japan
Phone : 0143-22-9131 Extension 3114

道教育庁釧路教育局告示

北海道教育庁釧路教育局告示第３号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年６月28日

北海道教育庁釧路教育局長　田　中　了　治

1　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等の名称及び数量（１月当たりの単価）

ア　パーソナルコンピューター　一式　91台（普通科84台、養護学校７台）
イ　パーソナルコンピューター　一式　168台（職業科126台、文書処理用42台）
(2)　調達を要する物品等の仕様等　入札説明書及び要求仕様書による。
(3)　契　約　期　間
ア　平成17年９月１日から平成23年８月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することが有り得る。
イ　平成17年９月１日から平成22年８月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することが有り得る。
(4)　納　入　期　日　平成17年９月１日（木）
(5)　納　入　場　所
ア　北海道釧路湖陵高等学校、北海道江南高等学校及び北海道釧路養護学校
イ　北海道釧路商業高等学校及び北海道釧路工業高等学校
2　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1)　平成17年北海道告示第９号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3)　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(4)　当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
3　条件付一般競争入札参加資格の審査
(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、２の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア　申請の時期　平成17年６月28日（火）から７月15日（金）まで。
イ　申請の方法　申請書の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ　申請書類の提出先　郵便番号 085－0835　北海道釧路市浦見２丁目１番１号
北海道教育庁釧路教育局企画総務課
(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
4　契約条項を示す場所
北海道釧路市浦見２丁目１番１号　北海道教育庁釧路教育局企画総務課
5　入札執行の場所及び日時
(1)　入　札　場　所　北海道釧路市浦見２丁目１番１号　北海道教育庁釧路教育局会議室（北海道釧路支庁別館）（郵送による場合は、郵便番号085－0835　北海道教育庁釧路教育局企画総務課）
(2)　入　札　日　時　平成17年８月８日（月）午後１時30分（郵送による場合は、平成17年８月５日（金）までに必着のこと。）
(3)　開　札　場　所　(1)に同じ。
(4)　開　札　日　時　(2)に同じ。
6　入　札　保　証　金
平成16年北海道告示第448号の１の(1)による。
7　入札説明書の交付に関する事項
(1)　交　付　場　所　北海道釧路市浦見２丁目１番１号
北海道教育庁釧路教育局企画総務課
(2)　交　付　方　法　(1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて(1)あてに申し込むこと。
8　落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によるものとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
9　そ　の　他
平成16年北海道告示第448号の４の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。
(1)　入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100の分５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
(2)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　北海道教育庁釧路教育局企画総務課
イ　所　在　地　郵便番号 085－0835　北海道釧路市浦見２丁目１番１号
電話番号 0154－41－1131　内線 3117

10　Summary

A．Nature and quantity of the products to be procured :

ａ．Personal Computer　91　1 set

ｂ．Personal Computer　126　1 set

Personal Computer (For integrated word processing)　42　1 set

B．Bid tendering date and time :

A．ａ・ｂ　1 : 30 P. M., August 8, 2005

(If mailed, bids must arrive no later than August 5)

C．Contact

Accounting Division, General Affairs Department, Kushiro District Bureau of Education, Hokkaido Government 1-1, Urami 2, Kushiro, Hokkaido, 085-0835, Japan.
Phone : 0154-41-1131 Extension 3117

正　誤

○平成17年６月14日（第1680号）

北海道告示第463号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
31	左	１から２まで
誤	関係支庁経済部林務課	
正	北海道水産林務部治山課	

○平成17年６月21日（第1682号）

北海道渡島支庁告示第6002号（特定調達契約に係る入札の公告）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
51	右	7
誤	平成16年北海道告示第448号の４の(2)、(4)	
正	平成16年北海道告示第448号の４の(2)、(6)	

毎週火・金曜日発行
（購読料金(送料とも)は月額4,450円）
発　行　北　海　道
編　集　北海道総務部法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社